平成２５年（フ）第１９０号
愛媛県松山市道後樋又７番27号　メゾンド・ルー道後樋又マークⅡ212号
債務者　田中　文秋
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０５号
愛媛県松山市山越５丁目１番26号　ハイネス山越302号
債務者　石井　愛
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７１号
福岡県田川市大字伊田1422番地３、前住所北九州市八幡西区香月中央３丁目１番８－401号
債務者　林　光美
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第１９０号
宮崎県児湯郡都農町大字川北18536番地
債務者　河野　恭子
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２９号
鹿児島県奄美市名瀬井根町26番９号
債務者　矢代　亮
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第３６号
鹿児島県大島郡知名町大字知名785番地３
債務者　宗　政稔
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第３７号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字松江18番地里見アパート202号
債務者　元　百仁香
1　決定年月日時　平成25年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第３８号
鹿児島県奄美市笠利町大字中金久50番地１
債務者　三井　輝子
1　決定年月日時　平成25年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第３９号
鹿児島県奄美市名瀬鳩浜町152番地メイスイビルオーレ・セイワ３－Ｆ号
債務者　藤江　洋子
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第７３号
鹿児島県姶良市蒲生町下久徳2004番地
債務者　松元　正美
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第８８号
青森県八戸市大字糠塚字鶉久保26番地53
債務者　町屋　妙子
1　決定年月日時　平成25年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１１２号
長野市大字小柴見142番地34、申立時の住所長野市大字安茂里1107番地　１－Ｃ
債務者　村田けい子
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１３号
長野市中越１丁目13番20号
債務者　傳田　慎二
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８６２号
京都市中京区西ノ京内畑町17番地５
債務者　水口　保
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８６３号
京都市中京区西ノ京内畑町17番地５
債務者　水口　通代
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４９号
愛媛県西予市野村町野村14号255番地　岩村団地２号棟302号
債務者　兵頭　功師
1　決定年月日時　平成25年８月８日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第５０４号
東京都八王子市横川町731番地石井マンションピーコック227号
債務者　本道　里子
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部